ACSES ニュースレター_２３３５号（2022 年 6 月 17 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇労働災害発生状況〈厚生労働省〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・茨城大の 6 人乗りボート転覆　命に別条なし、調査活動か〈Web 報道〉
・女性職員が給食に汚物、校長が異臭に気づく…検査で大腸菌検出〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（法律第 72 号）〈官報〉
・大麻健康被害に警戒　タイで家庭栽培解禁〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・無電柱化推進でも4.8万本増　住宅新築や太陽光接続で〈Web報道〉
[大震災対策]
・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（総務省告示第200号）〈官報〉
・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第702号）〈官報〉
[福島原発事故]
・帰還、２割が「判断つかない」　説明会実施も不安の声―原発立地の福島県大熊町〈Web報道〉
・原発事故避難者 集団訴訟 きょう最高裁判決 国の責任を判断へ〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 温暖化対策関係
◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 69 号）〈官報〉
◇国連と気候キャンペーン　日本のメディア 108 社〈Web 報道〉
◇CO2 排出量、リフォームなら建て替えの半分　住友不動産ら研究〈新聞報道〉
◇旭化成、EV 電池原料に CO2　製造の排出量上回る削減効果〈新聞報道〉
[4] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　１件
[5] その他省庁発表
◇人事院規則九－四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則九－四〇－五七）〈官報〉
◇人事院規則一五－一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則一五－一四－三九）〈官報〉
◇人事院規則一五－一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則一五－一

水芭蕉（ミズバショウ）

五ー一九）〈官報〉
◇人事院規則一九ー〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則一九ー〇ー一五）〈官報〉
[6] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　６件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
[7] 海外の化学物質管理情報
〇国際：２件　　〇欧州：16 件　　〇米国：６件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：２件
[付録]
◇食ベログの独禁法違反認定：食ベログの「独禁法違反」を認定　不利益認識し計算手法を変更〈Web 報道〉／食ベログの独禁法違反認定　口コミ評価点の計算方法めぐり　東京地裁／食ベログ裁判で違法とされたアルゴリズム運用　欧州では規制、日本は／食ベログ計算法は「ブラックボックス」…突然評価下がり客足が急減、憤る飲食店〈新聞報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇労働災害発生状況

＜厚生労働省　2022 年６月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-RzBns8Q0gZ3e4RrY
業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和４年）

（令和４年６月７日）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	88	15	2	24	14	24	45	2	0	4	3	3	0	2	0	8	36	4	0	1	0	275
製造業	11	1	1	8	2	3	22	0	0	1	1	2	0	2	0	7	1	0	0	1	0	63
鉱業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設業	42	4	0	7	7	10	14	1	0	0	0	1	0	0	0	1	9	0	0	0	0	96
交通運輸事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3

陸上貨物運送事業	8	1	0	4	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	29
港湾運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	1	1	0	0	1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
農業、畜産・水産業	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
第三次産業	23	8	1	4	1	3	4	1	0	2	2	0	0	0	0	0	15	3	0	0	0	67
商業	7	3	1	2	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	0	28
うち小売業	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	16
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
接客・娯楽	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
うち飲食店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
清掃・と畜	5	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9
警備業	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
その他	4	4	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029174/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220616_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：101 件

うち重大事故等として通知された事案：26 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029173/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220616_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):10件

(2)事故情報(食中毒情報)：14件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：48件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：3件

・茨城大の 6 人乗りボート転覆　命に別条なし、調査活動か

＜共同通信　2022 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/910080261827215360?c=39546741839462401

16 日午前 11 時 5 分ごろ、茨城県ひたちなか市の那珂川河口沖でプレジャーボートに乗っていた人から「6 人乗っていたが転覆した。3 人は船底につかまり、3 人が流されている」と 118 番があった。茨城大などによると、転覆したのは大学が管理している調査活動に使うボートで教員や学生が乗っていた。約 50 分後に全員救助され、命に別条はない。海上保安部が転覆原因などを調べる。

消防や大学などによると、6 人は 20 代から 40 代とみられる。けが人がいるもようで確認している。全員、救命胴衣を着ていたという。

海保によると、ボートは「茨大丸」で、長さ 7.19 メートル、1.3 トン。

・女性職員が給食に汚物、校長が異臭に気づく…検査で大腸菌検出
＜読売新聞　2022 年 6 月 16 日＞
https://www.yomiuri.co.jp/national/20220616-OYT1T50003/
　愛知県岡崎市の市立学校の給食に昨年１０月、汚物を混入させたとして、岡崎署がこの学校に勤める２０歳代の女性職員を偽計業務妨害と器物損壊の疑いで名古屋地検岡崎支部に書類送検したことが１５日、捜査関係者への取材で分かった。送検は１３日。
　捜査関係者などによると、校長が給食を検食しようとした際に異臭に気づいたため、食べた人はいなかった。その後の検査で給食から大腸菌が検出され、何者かが故意に異物を入れた可能性があるとして、市が岡崎署に届け出ていた。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（法律第 72 号）
　　［官報］　令和 4 年 6 月 17 日　号外　第 129 号　91 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00129/20220617g001290091f.html

あらまし　　8
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00129/20220617g001290008f.html
◇石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（法律第 72 号）（環境省）
１　特別遺族弔慰金等の請求期限の延長特別遺族弔慰金等の請求期限を一〇年延長し、施行前死亡者の遺族については石綿による健康被害の救済に関する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二六年、未申請死亡者の遺族については当該未申請死亡者の死亡の時から二五年を経過するまでとすることとした。（第二二条第二項関係）
２　特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期の延長特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期を一〇年延長し、施行日から二〇年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものについても、支給の対象とすることとした。（第二条第二項関係）
３　特別遺族給付金の請求期限の延長特別遺族給付金の請求期限を一〇年延長し、施行日から二六年を経過するまでとすることとした。（第五九条第五項関係）
４　施行期日等
　㈠　経過措置平成二八年三月二七日からこの改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した労働者等の遺族に対する特別遺族年金については、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給することとした。（附則第二条関係）
　㈡　見直し政府は、この改正法の施行後五年以内に、改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとすることとした。（附則第三条関係）
　㈢　施行期日この法律は、公布の日から施行することとした。

　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。
　　御　名　　御　璽
　　令和 4 年 6 月 17 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

法律第 72 号
　　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。
　第二条第二項中「十年を」を「二十年を」に、「十年経過日」を「二十年経過日」に改める。
　第二十二条第二項中「十六年」を「二十六年」に、「十五年」を「二十五年」に改める。
　第五十九条第五項中「十六年」を「二十六年」に改める。
　第六十条第一項第三号中「十年経過日」の下に「（施行日から十年を経過する日をいう。以下同じ。）」を加え、

「次の」を「死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次の」に改める。

第六十二条第一号中「特別遺族年金」を「死亡労働者等が十年経過日から令和四年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては令和四年改正法の施行の日において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する死亡労働者等に係る新法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。

（見直し）

第三条　政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

厚生労働大臣　　後藤　茂之
環境大臣　　山口　　壯
内閣総理大臣　　岸田　文雄

・大麻健康被害に警戒　タイで家庭栽培解禁

＜時事ドットコム　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022061600792&g=int

大麻の家庭栽培が解禁されたタイで、摂取後の死亡例が報告され、警戒が強まっている。専門家は乱用による健康被害を警告。特に若年層は摂取しないよう呼び掛けている。

タイ政府は９日、幻覚作用を及ぼすテトラヒドロカンナビノール（ＴＨＣ）の含有量が０．２％以下の大麻の家庭栽培を解禁した。医療目的などに限定し、娯楽のための吸引は引き続き禁止する。市民の関心は高く、１６日までに８４万人が栽培に必要な登録を済ませた。

２０１９年に医療用大麻の使用が解禁されたタイでは、その後も規制緩和が進み、大麻入りの飲食物や化粧品が出回っている。バンコクのチャチャート都知事は１４日、家庭栽培解禁後、過剰摂取した４人が都傘下の病院に搬送され、このうち５１歳の男性が心不全で死亡したと語り、「大麻使用に関する啓発活動が必要」と訴えた。

これに対し、規制緩和の旗振り役を担うアヌティン保健相は、男性の死と大麻の因果関係を否定。大麻問題を政治利用してはならないとくぎを刺し、論争に発展している。

チュラロンコン大医学部のティラ准教授は「飲食物に含まれる大麻成分の量を制限しなければ、健康に深刻な影響をもたらし、自傷行為や犯罪に及ぶ恐れもある」と指摘した。また、タイ小児科医師会は、２０歳未満の若年層による摂取は脳機能の低下や統合失調症を招くと警告している。

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・無電柱化推進でも 4.8 万本増　住宅新築や太陽光接続で

＜共同通信　2022 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/910061006535852032?c=39546741839462401

2021 年度に全国で増えた電柱は約 4 万 8 千本に上ることが政府の調査で分かった。国は災害時の倒壊防止や、

景観改善に向け無電柱化を進めているが、住宅新築、太陽光発電設備との接続需要で新設が撤去を上回っている。国土交通省や資源エネルギー庁は、住宅新築時に電柱を増やさない手法を検討。不要な電柱設置を招く太陽光設備は規制していく。

全国の電柱は約 3600 万本。年間 7 万本程度増えているとされていたが詳しい要因は不明で、エネ庁などが 21 年度、初めて実態を調べた。1 年間の新設は 25 万 3 千本、撤去されたのは 20 万 5 千本だった。

[大震災対策]

・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（総務省告示第 200 号）

［官報］ 令和 4 年 6 月 17 日　本紙　第 757 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617h00757/20220617h007570002f.html

〇総務省告示第 200 号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条第三号の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 17 日　　総務大臣　　金子　恭之

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条第三号の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設は、次の各号に掲げる消防用施設とする。

一　消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの

二　消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備

三　地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材

四　消防救急無線（デジタル無線に係るものに限る。）又は高機能消防指令センター

五　前各号に掲げるもののほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災のため特に必要と認められる消防用施設

附　則

この告示は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十五号）の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第 702 号）

［官報］ 令和4年6月17日　号外　第130号　10～12頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00130/20220617g001300010f.html

---

[福島原発事故]

・帰還、２割が「判断つかない」　説明会実施も不安の声―原発立地の福島県大熊町

＜時事ドットコム　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022061600794&g=soc

福島県大熊町の「特定復興再生拠点区域」（復興拠点）の避難指示が３０日に解除される。２０２１年１１月に実施された住民への意向調査では、２３．３％が町へ戻るか「まだ判断がつかない」と回答。東京電力福島第１原発が立地する同町は事故の影響で約８年にわたり全域に避難指示が出され、今も帰還困難区域が多く残る。町は帰還に向けた説明会を開いているが、不安を拭えない住民も多い。

復興拠点内にあった自宅を解体したという同県いわき市の男性（６１）は、「『ない』と言っていた事故があったのだから、安定状態にあるとの話だけでは納得できない。安全神話の繰り返しじゃないのか」と不安を隠さない。今月初めに開かれた説明会では、東電から住民に直接説明がないことに不満を訴えた。町への思いは強く、「大熊に関わっていたいと思うから（戻らないとは）簡単に決断できない」と話す。

「月日がたっている。除染して体に害はないとの説明だけで帰る判断はできない」と語るのは、現在いわき市に住む綿路則子さん。「復興拠点の生活インフラや周辺環境の整備を通じて５年後、１０年後の将来像を示してほしい」と願う。拠点内にある自宅周辺の家屋の解体作業にばらつきがあるといい、「帰還する意向がない人の家がそのままになっていると防犯面で不安だ」と町に対し帰還しない人の土地や家屋の扱いを早急に決めるよう求めた。

こうした意見に対し、町の担当者は「不安や疑問を丁寧に聞き取って対応していきたい」と話した。

住民への意向調査では、「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」との回答が１３．１％、「戻らないと決めている」が５７．７％だった。

・原発事故避難者 集団訴訟 きょう最高裁判決 国の責任を判断へ

＜NHK　2022 年 6 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220617/k10013675451000.html

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=QaR5Jneoar7PwyDTY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xyL_oPEu7DhJRaVVY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年６月 16 日版）

＜厚生労働省　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xSD9ovMs7jpLR6ZXY

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・米、4 歳以下のワクチン接種了承　FDA 有識者委、来週にも開始

＜共同通信　2022 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/909960804182327296?c=39546741839462401

◇マスコミ報道　見出し

・「コロナ後遺症」って何？いつまで続く？専門家に聞きました

＜NHK　2022 年 6 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220616/k10013674631000.html

****

[3] *温暖化対策関係*

◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 69 号）

［官報］　令和 4 年 6 月 17 日　号外　第 129 号　71～81 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00129/20220617g001290071f.html

あらまし

https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00129/20220617g001290003f.html

◇脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 69 号）（国土交通省）

一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正関係

１　題名

題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

２　目的

この法律の目的に建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることを追加することとした。（第一条関係）

3　建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲の拡大等

㈠　建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこととした。（第一〇条第一項関係）

㈡　㈠の規定は、建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第六条第一項等の規定の適用等を除き、同項に規定する建築基準関係規定とみなすこととした。（第一〇条第二項関係）

㈢　建築主は、㈠の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。）であって、同法第六条第一項の規定による確認を要するものをしようとするとき等は、当該建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものである場合を除き、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁等の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないもの等とすることとした。（第一一条、第一二条及び第一四条関係）

4　分譲型規格共同住宅等に係る措置

㈠　特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であって、その一年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等（以下「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。）は、その新築する分譲型規格共同住宅等を㈡に規定する基準に適合させるよう努めなければならないこととした。（第二一条第二項関係）

㈡　経済産業大臣及び国土交通大臣は、特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

㈢　国土交通大臣は、特定共同住宅等建築主に対し、その新築する分譲型規格共同住宅等について、㈡に規定する基準に照らし勧告をすることができるものとし、その者が当該勧告に従わなかったとき等は、公表及び命令をすることができるもの等とすることとした。（第二三条関係）

5　販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

㈠　建築物の販売又は賃貸（以下「販売等」という。）を行う事業者（以下「販売事業者等」という。）は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならないものとし、国土交通大臣は、当該表示について、次に掲げる事項を定め、これを告示することとした。（第二七条関係）

⑴　建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項

⑵　表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

㈡　国土交通大臣は、販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物について㈠の規定により告示されたところに従ってエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、勧告をすることができるものとし、その者が当該勧告に従わなかったとき等は、公表及び命令をすることができるもの等とすることとした。（第二八条関係）

6　建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置等

㈠　国土交通大臣は、基本方針において、㈡に規定する促進計画に関する基本的な事項等を定めることとした。（第三条第二項関係）

㈡　市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であって、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー源の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を作成することができることとした。（第六〇条第一項関係）

㈢　促進計画には、次に掲げる事項について定めることとした。（第六〇条第二項関係）

⑴　建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域

⑵　建築物再生可能エネルギー利用促進区域において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用

設備の種類に関する事項

⑶　建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第五二条第一四項、第五三条第五項、第五五条第三項又は第五八条第二項の規定（以下「特例対象規定」という。）の適用を受けるための要件に関する事項

㈣　促進計画には、㈢の⑴から⑶までに掲げる事項のほか、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関し必要な事項を定めるよう努めることとした。（第六〇条第三項関係）

㈤　市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするほか、これに定めようとする㈢の⑶に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁と協議をしなければならないこととした。（第六〇条第四項及び第五項関係）

㈥　市町村は、促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。（第六〇条第六項関係）

㈦　促進計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めることとした。（第六一条関係）

㈧　建築物再生可能エネルギー利用促進区域内においては、建築主は、その建築又は修繕等をしようとする建築物について、再生可能エネルギー利用設備を設置するよう努めなければならないこととした。（第六二条関係）

㈨　建築士は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、説明を要しない旨の意思の表明があった場合を除き、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について、書面を交付して説明しなければならないこととした。（第六三条第一項及び第二項関係）

㈩　建築士は、㈨の規定による書面の交付に代えて、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第六三条第三項関係）

（十一）　促進計画が㈥等の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例対象規定の適用については、㈢の⑶に掲げる事項に適合する建築物を、特例対象規定による許可の対象とすることとした。（第六四条関係）

二　建築基準法の一部改正関係

1　建築確認を要する木造の建築物の範囲の拡大

建築主は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二〇〇平方メートルを超える木造の建築物を建築しようとする場合等においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないこととした。（第六条第一項関係）

2　防火に関する制限の合理化

㈠　耐火建築物は、その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がない部分以外の部分が耐火構造である建築物等をいうこととした。（第二条第九号の二イ関係）

㈡　延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物は、その壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の防火設備を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するためにこれらに必要とされる性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととした。（第二一条第二項関係）

㈢　㈡に規定する基準等の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、当該基準等に係る規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなすこ

ととした。（第二一条第三項、第二七条第四項及び第六一条第二項関係）

㈣　防火上有効な構造の防火壁等によって他の部分と有効に区画されている部分（以下「特定部分」という。）を有する建築物であって、当該建築物の特定部分の特定主要構造部が耐火構造であるもの等に該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に第二条第九号の二ロに規定する防火設備を有するもの等に係る第二六条第一項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなし、かつ、当該特定部分を同項第一号に該当する建築物とみなすこととした。（第二六条第二項関係）

3　構造に関する制限の合理化等

㈠　建築物の計画（第二〇条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの等に限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査等を、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事がする場合等は、建築主は、構造計算適合性判定を受けなくてもよいこととした。（第六条の三第一項及び第一八条第四項関係）

㈡　地階を除く階数が三である木造の建築物であって、高さが一三メートルを超え、一六メートル以下であるもの等の構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめること等の基準に従った構造計算（以下「許容応力度計算」という。）で、国土交通大臣が定めた方法によるもの等によって確かめられる安全性を有するものでよいこととした。（第二〇条第一項第二号関係）

㈢　高さが六〇メートル以下である建築物（第二〇条第一項第二号に掲げる建築物を除く。）のうち、木造の建築物で地階を除く階数が三以上であるもの又は延べ面積が三〇〇平方メートルを超えるものの構造方法は、許容応力度計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの等によって確かめられる安全性を有するもの等でなければならないこととした。（第二〇条第一項第三号関係）

4　居室の採光に関する制限の合理化

住宅の居室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、五分の一から一〇分の一までの間において居室の種類に応じ政令で定める割合以上としなければならないこととした。（第二八条第一項関係）

5　容積率等に関する制限の合理化

㈠　住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等（給湯設備等を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、算入しないこととした。（第五二条第六項第三号関係）

㈡　建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、第五二条第一項から第九項までの規定による限度を超えるものとすることができることとした。（第五二条第一四項第三号関係）

㈢　建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、その許可の範囲内において、第五三条第一項から第三項までの規定による限度を超えるものとすることができることとした。（第五三条第五項第四号関係）

㈣　第一種低層住居専用地域等内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、その許可の範囲内において、第五五条第一項及び第二項の規定による限度を超えるものとすることができることとした。（第五五条第三項関係）

㈤　都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、その許可の範囲内において、当該最高限度を超えるものとすることができることとした。（第五八条第二項関係）

6　一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象の拡大

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物を追加するもの等とすることとした。（第八六条、第八六条の二及び第八六条の四関係）

7　既存不適格建築物に関する制限の合理化

㈠　第三条第二項等の規定により第二一条、第二二条第一項、第二三条、第二五条、第三五条（同条の階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準のうち政令で定めるもの並びに同条の敷地内の避難上及び消火上必要な通路に関する技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三六条（同条の防火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（以下「防火壁等に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）、第四三条第一項、第四四条第一項又は第六二条の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、これらの規定は適用しないこととした。（第八六条の七第一項関係）

㈡　第三条第二項等の規定により第二一条、第二三条、第二六条、第二七条、第三六条（防火壁等に関する技術的基準（政令で定める防火区画に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）又は第六一条の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分（以下「独立部分」という。）が二以上あるものについて増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は適用しないこととした。（第八六条の七第二項関係）

㈢　第三条第二項等の規定により第三五条（同条の廊下並びに非常用の照明装置及び進入口に関する技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三五条の二又は第三七条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は適用しないこととした。（第八六条の七第三項関係）

三　建築士法の一部改正関係

地階を除く階数が三以下であり、高さが一三メートルを超え、一六メートル以下である建築物及び建築物の部分等を新築する場合における設計及び工事監理については、一級建築士の業務独占範囲から除き、二級建築士がすることができることとした。（第三条第一項関係）

四　独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正

関係独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅のエネルギー消費性能の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこととした。（第一三条第一項第一〇号関係）

五　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国連と気候キャンペーン　日本のメディア 108 社

＜共同通信　2022 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/910183311958294528?c=39546741839462401

国連広報センター（東京）は 17 日、新聞社、テレビ局など日本国内のメディア 108 社と連携し、気候変動への取り組みを訴えるキャンペーン「1.5℃の約束―いますぐ動こう、気温上昇を止めるために。」を開始したと発表した。国連とメディアの国レベルでの共同キャンペーンは、世界初としている。

昨年の国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議（COP26）で確認された産業革命前からの気温上昇を 1.5 度に抑える目標を達成するため、気候変動の現状や対策に関する情報発信の強化を目指す。今後、さらに多くのメディアがキャンペーンに加わる見通し。

◇CO2 排出量、リフォームなら建て替えの半分　住友不動産ら研究

＜朝日新聞　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6J6K4JQ6JULFA010.html

住友不動産は 16 日、戸建て住宅をリフォームした場合、取り壊して建て替えるより二酸化炭素（CO2）の排出量を約半分に減らせるという研究結果を発表した。脱炭素化に向けてリフォームのメリットをアピールし、事業の拡大につなげるねらいだ。

研究は東京大学、武蔵野大学と共同で実施。住宅の柱や土台、システムキッチンなどを廃棄したり、新品を製

造したりする際に出る CO2 の量を品目ごとにデータベース化した。リフォームすることで、これらの資材や設備を再利用した場合、どのぐらい CO2 の排出量を抑えられるかを検証した。

同社がリフォームを手がける戸建て住宅３棟を調べたところ、工事全体での排出量は建て替えるよりもリフォームする方が約 47%少なかったという。

研究に参加した東大院の清家…

◇旭化成、EV 電池原料に CO2　製造の排出量上回る削減効果

＜日経新聞　2022 年６月 16 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC26B5J0W2A420C2000000/

旭化成はリチウムイオン電池の材料を、二酸化炭素（CO2）を原料につくり出す技術を開発した。2023 年度に実用化する。製造時の CO2 排出量を上回る削減効果を実現できる。欧州連合（EU）が 27 年から排出量が多い電気自動車（EV）用電池の輸入を禁じるなど、脱炭素の要請が強まる。製造業ではコストや品質が強みだったが、「カーボンゼロ」時代をにらみ脱炭素の技術を競争力の源泉にするものづくりが広がってきた。...

****

[4] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための 環境スタートアップ研究開発支援事業）に係る間接補助事業の公募について

＜環境省　2022 年６月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/111193.html

****

[5] ***その他省庁発表***

◇人事院規則九－四○（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則九－四○－五七）

［官報］　令和４年６月 17 日　号外　第 129 号　123～124 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00129/20220617g001290123f.html

---

◇人事院規則一五－一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則一五－一四－三九）

［官報］　令和４年６月 17 日　号外　第 129 号　124 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00129/20220617g001290124f.html

---

◇人事院規則一五－一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則一五－一五－一九）

［官報］　令和４年６月 17 日　号外　第 129 号　124～125 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00129/20220617g001290124f.html

---

◇人事院規則一九－○（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則一九－○－一五）

［官報］　令和４年６月 17 日　号外　第 129 号　125～131 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220617/20220617g00129/20220617g001290125f.html

****

[5] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第 84 回）の開催について　　６月 24 日

＜環境省　2022 年６月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/111161.html

（１）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定について

（２）生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定について

（３）水質汚濁に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定について

（４）補助成分の取扱いについて

（５）天敵農薬に係る評価体制の構築について
（６）その他
・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第２５３回）の開催について　　６月２７日
＜内閣府　2022 年 6 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_253.html
（１）動物用医薬品（牛ウイルス性下痢ウイルス（N^{pro} 及び E^{rns} 遺伝子欠損１型・２型）生ワクチン（ボベラ））に係る食品健康影響評価について
（２）動物用医薬品（モサプリド）に係る食品健康影響評価について
（３）動物用医薬品（クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散２％））に係る食品健康影響評価について
（４）その他
・食品安全委員会 農薬第四専門調査会（第 17 回）の開催について　　６月２３日
＜内閣府　2022 年 6 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai4_senmon_17.html
（１）農薬（フルミオキサジン）の食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２２５回）の開催について　　６月２４日、非公開
＜内閣府　2022 年 6 月 16 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_225.html
（１）遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価について
・CIT-No.1 株を利用して生産された L-シトルリン
・ROM 株を利用して生産された α-アミラーゼ
（２）その他
・食品安全委員会（第 863 回）の開催について　　6 月 21 日
＜内閣府　2022 年 6 月 16 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai863.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・動物用医薬品　１品目
オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）
・アミノグリコシド系抗生物質が動物用医薬品として家畜に投与された場合に選択される薬剤耐性菌
（２）ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について
・「硫酸銅」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）「食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針（案）」について
（４）その他
・「第７回薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」を開催します　　6 月 23 日
＜厚生労働省　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=kXSp9qd4um4fE-gDY
（１）追加の議論について
（２）とりまとめに向けた検討について
（３）その他

[開催記録、報告、資料等]
・第 149 回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会　審議結果
＜厚生労働省　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3aqryGpk0fZTaMBY
・第 149 回遵守事項等資料
＜厚生労働省　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5wLe21Xd5zOtOdV1Y
・疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）　　6 月 16 日
＜厚生労働省　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=pUCcmRefpXHve5Y3Y
****

[6] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 589 号　2022 年 6 月 15 日　から＞

○国際

・国連環境計画、塗料製造における鉛の排除に関するガイドラインを策定

＜環境展望台：国立環境研究所　2022 年 5 月 25 日＞

https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=33793

・国際エネルギー機関、G7 諸国に重工業部門からの排出削減の取組の加速を要請（2022.05.19 発表）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 6 月 8 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=47277&oversea=1

○欧州

・Agreement concerning the International Carriage of Dangerous Goods　by Road (ADR) Draft amendments to annexes A and B of ADR

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2022 年 6 月 10 日＞

https://unece.org/transport/documents/2022/02/reports/agreement-concerning-international-carriage-dangerous-goods

標記の修正案が公開された。

(WP.15) Working Party on the Transport of Dangerous Goods (110th session)

→ https://unece.org/transport/events/wp15-working-party-transport-dangerous-goods-110th-session

ADR 2021 - Agreement concerning the International Carriage of Dangerous Goods by Road

→ https://unece.org/adr-2021-files

・G/TBT/N/EU/897

Draft Commission Regulation amending Annex XVII to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council as regards　lead and its compounds in PVC

＜欧州委員会(EC)　2022 年 6 月 8 日＞

https://epingalert.org/en/Search?domainIds=1&countryIds=C036%2CC124%2CC156%2CU918%2CC410%2CC158%2CC764%2CC840%2CC704&distributionDateFrom=2022-06-06&distributionDateTo=2022-06-10&viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F897

標記の REACH 規則附属書 XVII 修正案に関する WTO/TBT 通報が掲載された。対象物質は、PVC 中の鉛およびその化合物。意見募集は 2022/08/07 まで。

・COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT EVALUATION of the legislation on　food contact materials - Regulation (EC) No 1935/2004

＜欧州委員会(EC)　2022 年 6 月 9 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=SWD%3A2022%3A163%3AFIN&qid=1654825494432

標記に関する評価について官報公示された。対象は、食品接触部材(FCM)。

・Healthy soils, a necessity for the EU

＜欧州委員会(EC)　2022 年 6 月 9 日＞

https://joint-research-centre.ec.europa.eu/jrc-news/healthy-soils-necessity-eu-2022-06-09_en

・Chemicals: Commission revises the definition of nanomaterials

＜欧州委員会(EC)　2022 年 6 月 10 日＞

https://ec.europa.eu/environment/news/chemicals-commission-revises-definition-nanomaterials-2022-06-10_en

nanomaterials の定義の改定に関して公表された。nanomaterials に関する勧告　→

https://ec.europa.eu/environment/chemicals/nanotech/pdf/C_2022_3689_1_EN_ACT_part1_v6.pdf

・Electrical equipment - hexavalent chromium as an anticorrosion agent　in gas absorption heat pumps (RoHS exemption)

＜欧州委員会(EC)　2022 年 6 月 10 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13419-Electrical-equipment-hexavalent-chromium-as-an-anticorrosion-agent-in-gas-absorption-heat-pumps-RoHS-exemption-_en

RoHS 指令における適用除外に関する意見募集が開始された。対象は、 ガス吸収式ヒートポンプの防食剤として使用される六価クロム。 意見募集は、2022/07/08 まで。 関連官報 →
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AAres%282022%294300031&qid=1655082731347

・Occupational exposure limits - Call for comments and evidence
＜欧州化学品庁(ECHA) 2022 年 6 月 6 日＞ https://echa.europa.eu/oels-cce-current-consultation
職業ばく露限度勧告案に関して、意見と情報提供の募集が開始された。 対象物質は、Nitrosamines。期限は 2022/09/06 まで。

・Assessment of group of chlorinated aromatic hydrocarbons published
＜欧州化学品庁(ECHA) 2022 年 6 月 8 日＞
https://echa.europa.eu/documents/10162/2c3f1429-bf97-82c0-066e-568f1369b4fc
標記物質に対する規制の必要性のアセスメント報告書が公表された。

・New substance evaluation conclusions published.
＜欧州化学品庁(ECHA) 2022 年 6 月 8 日＞
下記２物質の共同体ローリング・アクション・プラン (CoRAP) の物質評価結論文書が公表された。
2,2'-dimethyl-4,4'-methylenebis(cyclohexylamine) →
https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/evaluation/community-rolling-action-plan/corap-table/-/dislist/details/0b0236e1807e81c7
3a,4,7,7a-tetrahydro-4,7-methanoinden →
https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/evaluation/community-rolling-action-plan/corap-table/-/dislist/details/0b0236e1807ea92e

・ECHA Weekly - 8 June 2022
＜欧州化学品庁(ECHA) 2022 年 6 月 8 日＞
https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-187

・Highlights from June RAC and SEAC meetings
＜欧州化学品庁(ECHA) 2022 年 6 月 9 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/highlights-from-june-2022-rac-and-seac-meetings
標記の２つの委員会における採択に関する記事が公開された。
〇RAC(Committee for Risk Assessment)：glyphosate と銀の調和分類と表示、屋外スポーツ射撃・釣り用弾薬の鉛規制。
〇SEAC(Committee for Socio-Economic Analysis)：Dechlorane Plus の規制。

・Updated SCIP Candidate List package available
＜欧州化学品庁(ECHA) 2022 年 6 月 10 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/updated-scip-candidate-list-package-available-1
SVHC 候補物質に 1 物質を追加したことから、SCIP データベースへの 届出を行う新しい候補物質パッケージをリリースした。 追加物質は、N-(hydroxymethyl)acrylamide(CAS RN：924-42-5)。
関連記事 →
https://echa.europa.eu/-/new-user-role-increases-confidentiality-for-scip-and-poison-centre-notifiers
Candidate List Package → https://www.echa.europa.eu/candidate-list-package

・One hazardous chemical added to the Candidate List
＜欧州化学品庁(ECHA) 2022 年 6 月 10 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/one-hazardous-chemical-added-to-the-candidate-list
標記に関する 1 物質が、REACH 高懸念物質(SVHC)の候補物質として追加された。 対象物質は、N-(hydroxymethyl)-acrylamide(CAS RN：924-42-5)。SVHC 候補物質リスト → https://echa.europa.eu/candidate-list-table

・Current calls for comments and evidence
＜欧州化学品庁(ECHA) 2022 年 6 月 10 日＞ https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence
REACH 規則に関連して、エビデンスの募集を開始した。 対象は、Skin sensitising substances に対する消費者向け混

合物中の皮膚感作剤。 募集期間は、2022/09/30 まで。

・欧州委員会、エネルギーのロシア依存脱却とグリーン移行促進のため 「リパワーEU」計画を発表 (2022.05.18 発表)

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 6 月 7 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=47274&oversea=1

・スウェーデン、アメリカ主導の気候変動対策連合に参画

＜環境展望台：国立環境研究所　2022 年 5 月 25 日＞

https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=33794

○米国

・EPA Issues First Test Order Under National Testing Strategy for PFAS in Commercial Fire Fighting Foam and Other Uses

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 6 月 6 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-first-test-order-under-national-testing-strategy-pfas-commercial-fire

標記の試験命令が公表された。対象となる PFAS は、6:2 fluorotelomer sulfonamide betaine (CASRN 34455-29-3)。 Test Orders →

https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/list-chemicals-subject-section-4-test-orders

・National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants: Miscellaneous Coating Manufacturing Technology Review

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 6 月 7 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/06/07/2022-12180/national-emission-standards-for-hazardous-air-pollutants-miscellaneous-coating-manufacturing

標記の提案規則に関する意見募集が官報公示された。 意見募集は 2022/08/08 まで。情報収集規定に関するコメントは 2022/07/07 までに 提出された場合は考慮されやすい。公聴会の開催希望は 2022/06/13 まで。

・G/TBT/N/USA/1528/Rev.1

National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants: Miscellaneous Coating Manufacturing Technology Review

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 6 月 8 日＞

https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&countryIds=C008%2CC116%2CC124%2CC156%2CU918%2CC356%2CC360%2CC410%2CC418%2CC458%2CC104%2CC554%2CC578%2CC608%2CC643%2CC702%2CC756%2CC158%2CC764%2CC804%2CC826%2CC840%2CC704&distributionDateFrom=2022-06-06&distributionDateTo=2022-06-09&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1528%2FRev.1

標記の提案規則の改定案に関する WTO/TBT 通報が掲載された。 意見募集は 2022/08/08 まで。

・Clean Water Act Section 401 Water Quality Certification Improvement Rule

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 6 月 9 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/06/09/2022-12209/clean-water-act-section-401-water-quality-certification-improvement-rule

標記の提案規則が官報公示された。意見募集は 2022/08/08 まで。

・Solid Waste Infrastructure for Recycling Program; Request for Information

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 6 月 9 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/06/09/2022-12457/solid-waste-infrastructure-for-recycling-program-request-for-information

標記に関する情報提供について官報公示された。固形廃棄物の材料管理改善に関するもの。意見と情報提供は、2022/07/25 まで。

・Development of Best Practices for Collection of Batteries To Be Recycled and Voluntary Battery Labeling

Guidelines; Request for Information
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 6 月 9 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/06/09/2022-12459/development-of-best-practices-for-collection-of-batteries-to-be-recycled-and-voluntary-battery
標記に関する情報提供について官報公示された。意見と情報提供は、2022/07/11 まで。
****
[7] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・北海道における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除及び野鳥サーベイランスの対応レベル引き下げについて
＜環境省　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/111226.html
---
◇*その他*
・大学トイレで生理用品を無償提供　名古屋学院大がディスペンサー設置
＜朝日新聞　2022 年 6 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6J5SV2Q6BOIPE00D.html
　名古屋学院大学（名古屋市熱田区）の名古屋キャンパスの女性用トイレに、生理用品を無償で受け取れるディスペンサーが設置された。
　設置されたのは、ベンチャー企業「オイテル」（東京都港区）が手がけるディスペンサー。スマートフォンに専用のアプリをダウンロードし、ディスペンサーに近づけて操作すると生理用ナプキンを受け取れる。
　5 月下旬、名古屋キャンパスのトイレの個室内に 12 台を設置。同大は今後、台数を増やしていきたい考えだ。
　この取り組みを進めた同大財…

・VR シアターで現場体験を　北海道大、教育効果に期待
＜共同通信　2022 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/909925917438935040?c=39546741839462401
　北海道大は、宇宙や水中など現地で経験を積むことが難しい現場を学生に仮想で体験してもらい、教育に生かそうと、映像の立体視も可能な 360 度バーチャルリアリティー（VR）シアターの運用を始めた。教員が複数の学生と同じ空間内で体験を共有できるのが特徴。順次授業で利用し、オープンキャンパスなどで一般にも公開する。
　シアターは直径 8 メートル、高さ 2.4 メートルの円筒形。カメラで撮影した映像を加工し、6 台のプロジェクターで壁面に映し出す。映像によっては専用のゴーグルを着けると立体視することもできる。
****
[付録]
◇*食べログの独禁法違反認定*
・食べログの「独禁法違反」を認定　不利益認識し計算手法を変更
＜共同通信　2022 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/910111840514621440?c=39546741839462401
　飲食店情報サイト「食べログ」の評点下落を巡る訴訟の判決で東京地裁は 16 日、運営会社「カカクコム」（東京都渋谷区）の独禁法違反を認定して損害賠償を命じた。原告の焼き肉店チェーン「韓流村」に対して優越的な地位を乱用し、不利益を与えると認識しながら評点の計算手法「アルゴリズム」を変更した点を問題視した。
　食べログは外食時の店選びに幅広く利用され、1 カ月当たりの利用者が 8700 万人以上に上る影響力を持つ。詳細な内容が非公開となっている評点算出の過程には以前から飲食業界で疑問や不満の声が出ており、公正化が求められそうだ。

・食べログの独禁法違反認定　口コミ評価点の計算方法めぐり　東京地裁
＜朝日新聞　2022 年 6 月 17 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASQ6H77G6Q6FUTIL00Y.html?iref=pc_rellink_01
　大手グルメサイト「食べログ」で、チェーン店であることを理由に不当に評価点を下げられたとして、焼き肉・韓国料理チェーン店を展開する「韓流村」（東京）が食べログを運営する「カカクコム」（東京）に約 6 億 4 千万

円の損害賠償を求めた訴訟の判決が 16 日、東京地裁であった。林史高裁判長（笹本哲朗裁判長代読）は、食ベログの独占禁止法違反（優越的地位の乱用）を認め、3840 万円の支払いを命じた。

食ベログは約 82 万店について、計 4 千万件以上の口コミを元に独自の「アルゴリズム（計算手順）」で 5 点満点の点数をつけるが、詳しい算出方法は明らかにしていない。判決は、デジタルプラットフォームのアルゴリズム運用や透明性の議論に影響を与えそうだ。

訴状によると 2019 年 5 月、韓流村が運営する 21 店舗の評価点が平均約 0・2 ポイント、最大で 0・45 ポイント下落した。同社はチェーン店の点数を一律に下げる不当なアルゴリズム変更が行われて客が減ったと主張した。

判決は、原告にとって食ベログは事業経営に大きな影響力があり、著しく不利益な要請をされても受け入れざるをえない「優越的地位」にあると位置づけた。

そのうえで今回のアルゴリズム変更は「チェーン店である原告に不利益を与える取引」で、公表されていた評価方法に照らして「あらかじめ計算できない不利益」を与えるものだったと認定。アルゴリズム変更は優越的地位の乱用にあたるとし、落ち込んだ営業利益の一部の賠償を命じた。

食ベログの規約は会員店には損害賠償責任を負わないと定めているが、判決は「優越的地位の乱用にあたりうると認識して変更しており、故意または重大な過失がある」と述べ、規定は適用されないと判断した。

カカクコムは「不当な判決と考えている」とし、控訴したと明らかにした。

◇

独占禁止法に詳しい九州大准教授の平山賢太郎弁護士の話　公正取引委員会がこれまで違反調査で正面から切り込んでこなかったアルゴリズムの運用について、裁判所が違反と判断したのは先駆的で驚いた。

デジタルプラットフォームに頼らざるを得ない一事業者が、民事訴訟の形で疑問を投げかけてアルゴリズムの概要を開示させ、違反判決を引き出した意義は大きい。公正さを疑われれば訴訟になり、開示せざるをえない可能性があることがわかり、今後プラットフォームは不透明さを減らす丁寧な説明を行うようになるだろうし、行うべきだ。

◇

〈アルゴリズム〉　データを処理するのに使う計算手順のこと。例えば検索サイトの検索結果や、通販サイトのおすすめ商品は、各社が利用者の関心に近くなるよう独自のアルゴリズムを使って表示させている。

フェイスブックが投稿の表示順を決めるのに、挑発的で質の低い投稿を優先するアルゴリズムを使っていたことが内部告発されるなど、使い方や透明性が問われる事態も起きている。

・食ベログ裁判で違法とされたアルゴリズム運用　欧州では規制、日本は

＜朝日新聞　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6J7HLFQ6JUTIL01B.html

月間の利用者が 8 千万人を超える「食ベログ」。飲食店に点数をつける「アルゴリズム（計算手順）」の運用について、東京地裁が独占禁止法違反を認定した。アルゴリズムは今や様々な分野で使われ、透明性確保に向けたルールづくりが国内外で進むが、日本はまだ限定的なものにとどまる。

インターネットを使う人にとって、デジタルプラットフォーム（DPF）事業者が独自に定めるアルゴリズムは、日常生活に欠かせないものになっている。

店舗や商品、サービスをランク付けして表示するオンライン仲介サイトは、飲食店だけでなく、宿泊施設、医療施設、映画や不動産など、幅広い分野で利用されている。アルゴリズムが導き出す順位は、事業活動に大きな影響を及ぼすこともある。

今回の判決は、食ベログのアルゴリズム運用が、公表した説明から踏み出していた点を問題視した。DPF の多くは不正防止や営業秘密を理由にアルゴリズムの詳細を開示していないが、不公正な運用が現にあることを示した。

国内外でルール作り、でも日本は…

食ベログの評価点をめぐる裁判の構図

・<u>食ベログ計算法は「ブラックボックス」…突然評価下がり客足が急減、憤る飲食店</u>
＜読売新聞　2022 年 6 月 17 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220616-OYT1T50344/
********** 以上 **********